

走り出したビジネス

市場創設への動きも

編集部

排出権取引に以前から積極的に取り組んでいる機関に世界銀行があります。その世銀は2000年に温暖化ガスの排出権ファンドを設立したのに続き、今年7月、3年ぶりに同様の排出権ファンドを設立しました。規模は5,000万ドル。将来は1億ドルとし、これを資金に植林や発電所の設備更新などを行い、温暖化ガスの排出量を減らし、出資者に配当の形で排出権を分配するというものです。

日本企業は前回、東京電力、三菱商事などが参加、今回は新日本石油、出光興産など4社が参加しました。世界銀行にとっては「社会貢献」でも、参加各社には立派なビジネスチャンスといえます。

草分けは ナットソース

いま、日本企業はこぞって、といってもよいほどに排出権取引に目を向けています。

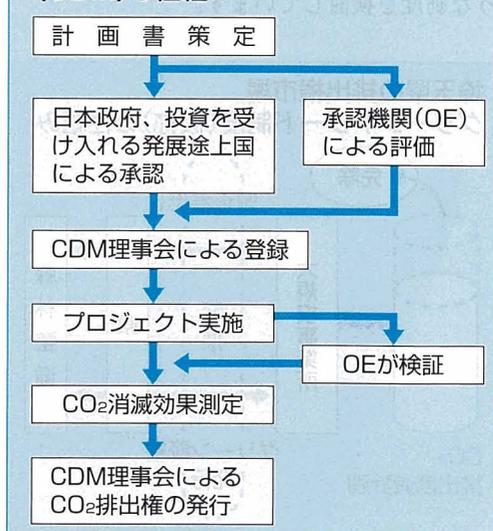
その草分けとなったのがナットソース・ジャパンです。同社は2001年、米国の排出権取引大手、ナットソース社のほか、三菱商事、住友商事、豊田通商、大阪ガスなど13社が共同出資で設立しました。

まず、コンサルティング業務に力を入れ、排出権取引などの「無体物取引」にも乗り出しました。しかし、京都議定書が発効していないこともあって、商いはいまひとつのようです。それでも、外国の日本法人が韓国で削減したCO₂の販売仲介を手掛けるなど、海外に目を向けた取引などを行い、「京都議定書

発効」に備えています。金融機関も熱い目を注いでいます。その1つがU.F.J銀行。将来のビジネス化に向けて、排出権取引について研究しています（次頁の図参照）。ただ、「ウオッチングしているが、権利の移転、登録など大枠が決まっていないので、商品の組成ができない」とのことです。「スタート時には相対取引でも、将来は常時、多くの人が取引できるザラバ取引も」との構想はあるものの「政府の出方をかたずをのんで見守っている」段階です。

メーカーも意欲的です。新日本製鉄は新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）とインドの鉄鋼大手タタ製鉄のCO₂排出量削減で技術協力、これによって削減された排出量を利用しようとしています。発展途上国で

クリーン開発メカニズム (CDM)の仕組み

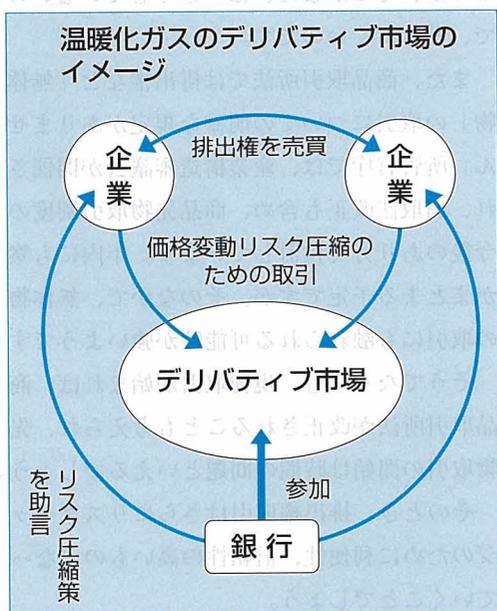


温暖化ガスの削減事業を実施する「クリーン開発メカニズム (CDM)」を活用するというものです。

この制度を使えば、CO₂の削減量に応じて、排出権を獲得できるからです。もっとも、新日本製鐵の場合は排出権取引を目的とした技術協力ではなく、「CO₂が削減できたら排出権取引にも利用したい」というものです。これも排出権取引がどうなるか分からないためとしています。

社内取引も活発化

社内で排出権取引を行っているところもあります。その代表例が松下電器グループや日立製作所です。松下電器の場合は国内125の製造事業所を対象として、CO₂排出権を傘下の各事業所間で取引する「社内排出権取引」の試験運用を今年7月に始めました。イントラネットで対象事業所のすべての省エネ対策テーマを公開し、取引するというものです。もっとも、これは金銭の授受を伴うものでは



なく、あくまで仮想取引です。

排出権取引の場合、「どれだけ削減したか」が大きな問題ですが、ここに目をつけて、「認証業務」を行っているところもあります。監査法人トーマツの子会社トーマツ審査評価機構、中央青山監査法人の関連会社、中央サステナビリティ研究所、国際標準化機構 (ISO) 審査機関の日本品質保証機構、日本環境認証機構、朝日監査法人などです。

認証、研修業務にも意欲

その1つ、中央サステナビリティ研究所は、すでにガス、乳業などの企業から認証業務を受注しています。さらに、削減効果を評価・検証できる技術者を育成する「技術者育成カリキュラム」を開発、研修活動も行っています。

また、自ら積極的に排出量削減に取り組むとともに、海外で植林したり、発電所の設備更新に協力するなど手を打っている企業も数多く出ています。ただ、各社が熱心に取り組んでいる割には国内では、取引はほとんどありません。というのも、「権利の移転はどうか」「標準化ができていない」など大枠がはっきりしないからです。

そこで、行政の出番というわけです。目下、経済産業省と環境省が鋭意研究を進めていますが、まだ、きちんとした線は出ていません。

日本が6%削減という公約を果たすには「排出権取引で年間1,900万トンをねん出する必要がある」との見方もあります。しかも、欧州では地域を挙げて排出権取引に取り組んでいます。排出権取引は21世紀のビジネスであり、それに後れをとることは日本にとって大きな痛手です。取り組みのスピード化が求められているときといえるでしょう。